

## 様式C－19

### 科学研究費補助金 研究成果報告書

平成24年 5月 23日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2008～2010

課題番号：20330015

研究課題名（和文） 過剰収容時代における非拘禁的措置としての社会奉仕命令及び電子監視に関する比較研究

研究課題名（英文） A comparative research on the social service order and the electric monitoring as the non-custodial measures at the time of over-crowded prisons

研究代表者

土井 政和 (DOI MASAKAZU)

九州大学・法学研究院・教授

研究者番号：30188841

#### 研究成果の概要（和文）：

現在、非拘禁的措置を社会内刑罰へと位置付ける見解と福祉へと接合する見解が対立しているが、本研究は、監視と援助という分析視角を用いながら、監視的観点をできる限り排除し、ソーシャル・インクルージョンの理念を基礎にした対象者の人権保障と社会復帰援助の観点から、福祉連携型の非拘禁的措置を提唱した。その成果は、刑事立法研究会編『非拘禁的措置と社会内処遇の課題と展望』（現代人文社、2012）として公刊した。

#### 研究成果の概要（英文）：

Non-custodial measures recently contain not only a community treatment that means traditional rehabilitation or probation but also community punishment or measures that are used as an alternative imprisonment. The community treatment or probation is often combined with the electric monitoring or the social service order and it becomes to a kind of punishments. Therefore the probation lose the element of social case work and is changed to a way of surveillance from support of criminals . Some countries place the electric monitoring or social service order as a sort of punishments in the non-custodial measures.

On the other hand, there is an approach that will divert the disabled or aged persons who are exclusive from the welfare-netting and commit crimes repeatedly from the criminal proceedings before imprisonment, and will place the measures that join those people to the social welfare system in the non-custodial measures.

This research analyzed those two approaches from the point of view of the social inclusion and the protection of fundamental human rights of accused persons and prisoners. We pointed out that the electric monitoring or the social service order should not be introduced as a sort of punishments or a severe sanction combined with social treatments and not be also placed as non-custodial measures. Non-custodial measures should be free from the elements of punishment as much as possible and be connected to the social welfare. We call it the criminal proceedings connected to the social welfare.

On this point of view we analyzed critically the bill on the suspended sentence of a part of custodial sentence that can cause a tough policy and a preventive detention. .

## 交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	5,000,000	1,500,000	6,500,000
2009年度	4,700,000	1,410,000	6,110,000
2010年度	4,100,000	1,230,000	5,330,000
年度			
年度			
総計	13,800,000	4,140,000	17,940,000

研究分野：法学

科研費の分科・細目：刑事法

キーワード：

- |            |            |              |
|------------|------------|--------------|
| (1) 非拘禁的措置 | (2) 社会内処遇  | (3) 社会内刑罰    |
| (4) 電子監視   | (5) 社会貢献活動 | (6) 刑の一部執行猶予 |
| (7) 更生保護施設 |            |              |

### 1. 研究開始当初の背景

諸外国の刑事司法においては、非拘禁的措置として社会奉仕命令・電子監視が導入され、その運用も拡大してきている。同時に、その理論的研究や実証的效果測定などの研究も活発に行われている。最近日本でも近年の刑事施設の過剰収容問題を契機にして、その導入が検討されるようになってきている。その検討次第では、日本の刑罰制度全体の見直し、犯罪者処遇特に社会内処遇の新たな方策の提案へつながることは否定できない。したがって、今後は社会奉仕命令・電子監視等の日本の刑罰制度への導入の是非、それらの犯罪予防効果や代替措置としての長短を含め、実証的な研究が不可欠である。

### 2. 研究の目的

比較法的観点から諸外国で社会奉仕命令・電子監視等が社会に受け入れられてきた背景を詳らかにし、その上で、わが国の刑罰論、処遇論及び手続論等の現状を踏まえ、対象者の人権保障と社会復帰援助の観点から、理論的、実証的にその導入の是非を検討し、あるべき非拘禁的措置の方策について具体的な提案を行おうとするものである。

### 3. 研究の方法

#### (1) 理論的・制度論的研究

諸外国では社会奉仕命令・電子監視などをどのような経緯で導入したのか、何故発展してきたのか、刑事司法のどの領域で社会奉仕命令・電子監視を導入しているか、また、非拘禁的措置としてどのような施策があるかなどについて、文献あるいはWebなどで資料を収集し、制度論的研究を行う。同時に、非拘禁的措置のあり方について、人権論、刑罰論、刑事司法制度、犯罪者処遇論、福祉制

度論の観点から理論的研究を行う。

#### (2) 実態調査

本研究は、わが国にない社会奉仕命令・電子監視の制度を導入することの是非と、あるべき非拘禁的措置の方策を検討するものである。そのため、諸外国との比較検討が不可欠である。そこで、社会奉仕命令及び電子監視を実際に導入している国における実施方法、実施のための人的・物的施設についての実態調査を行う。また、非拘禁的措置については、外国での施策とともに、日本において最近開始された、就労支援、地域生活定着支援センターなどの活動についても調査を行う。

### 4. 研究成果

まず、ソーシャル・インクルージョンの観点から、現在議論されている電子監視や社会奉仕命令などの制度にどのような位置づけが与えられるべきかについて、考えられる制度枠組み・要件・手続・効果等の諸点についての理論的・実証的検討を行った。また、非拘禁的措置と社会内刑罰及び中間的刑罰の関係についても検討した。さらに、日本における、刑の一部執行猶予制度の導入についても検討を行った。

現在、日本では、電子監視や社会奉仕命令等を独立の刑罰として非拘禁的措置に位置付ける見解と、触法障害者や高齢者を刑事司法から外し、福祉へとつなげていく方策として非拘禁的措置を位置付ける見解がある。本研究は、これらの動向を踏まえ、監視と援助という分析視角を用いながら、監視的観点をできる限り排除し、ソーシャ

ル・インクルージョンの理念を基礎にした対象者の人権保障と社会復帰援助の観点から、福祉連携型の非拘禁的措置を提唱した。また、刑の一部執行猶予制度は厳罰化と保安処分化をもたらすものであると結論づけた。その成果は、刑事立法研究会編『非拘禁的措置と社会内処遇の課題と展望』（現代人文社、2012）として公刊した。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

### 〔雑誌論文〕(計1件)

斎藤司、井上宜裕、正木祐史、甘利航司、相澤育郎、丸山泰弘、高平奇恵、野尻仁将、森久智江「社会内処遇をめぐる動向と課題」龍谷法学第43巻第1号(2010)、査読無、71~279頁。

### 〔学会発表〕(計1件)

正木祐史(代表)「刑の一部執行猶予制度について」日本犯罪社会学会第39回大会、2012.10.27(予定)、一橋大学

### 〔図書〕(計1件)

刑事立法研究会(土井政和)編『非拘禁的措置と社会内処遇の課題と展望』現代人文社(2012)、414頁。

### 〔産業財産権〕

○出願状況(計△件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

○取得状況(計◇件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

### 〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

(1)研究代表者

土井 政和 (DOI MASAKAZU)  
九州大学・大学院法学研究院・教授  
研究者番号: 30188841

### (2)研究分担者

金澤 真理 (KANAZAWA MARI)  
大阪市立大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号: 10302283

佐々木 光明 (SASAKI MITSUAKI)  
神戸学院大学・法学部・教授  
研究者番号: 70300225

前田 忠弘 (MAEDA TADAHIRO)  
甲南大学・法学部・教授  
研究者番号: 60157138

平山 真理 (HIRAYAMA MARI)  
白鷗大学・法学部・准教授  
研究者番号: 20406234

渕野 貴生 (FUCHINO TAKAO)  
立命館大学・大学院法務研究科・教授  
研究者番号: 20271851

正木 祐史 (MASAKI YUUSHI)  
静岡大学・人文学部・准教授  
研究者番号: 70339597

井上 宜裕 (INOUE TAKAHIRO)  
九州大学・大学院法学研究院・准教授  
研究者番号: 70365005

武内 謙治 (TAKEUCHI KENJI)  
九州大学・大学院法学研究院・准教授  
研究者番号: 10325540

森久 智江 (MORIHISA CHIE)  
立命館大学・法学部・准教授  
研究者番号: 40507969

斎藤 司 (SAITO TSUKASA)  
龍谷大学・法学部・准教授  
研究者番号: 20432784

甘利 航司 (AMARI KOHJI)  
国学院大学・法学部・准教授  
研究者番号: 00456295

崔 鍾植 (CHOI JONSHOKU)  
大阪商業大学・総合経営学部・准教授  
研究者番号: 20380652

丸山 泰弘 (MARUYAMA YASUHIRO)  
立正大学・法学部・専任講師（特任）  
研究者番号：60586189

高平 奇恵 (TAKAHIRA KIE)  
九州大学・大学院法学研究院・助教  
研究者番号：30543160

(3)連携研究者

なし

(4)協力研究者

大貝 葵 (OOGAI AOI)  
大阪市立大学・大学院法学研究科・研究生

野尻 仁将 (NOJIRI KIMIMASA)  
一橋大学・大学院法学研究科・後期博士課程)

相澤 育郎 (AIZAWA IKUO)  
九州大学・大学院法学府・博士後期課程

安田 恵美 (YASUDA MEGUMI)  
大阪市立大学・大学院法学研究科・博士後期課程

大塚 英理子 (OHTSUKA ERIKO)  
一橋大学・大学院法学研究科・博士後期課程)

藤井 剛 (FUJII TSUYOSHI)  
龍谷大学・矯正・保護総合センター・嘱託  
研究員